

# 平成19年商業統計調査結果

## 調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、全国の卸売業、小売業を営む事業所の商業活動の実態を明らかにすることを目的とする。[統計法(昭和22年法律第18号)・商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)]

### 2 調査の沿革

本調査は、統計法に基づく指定統計調査(指定統計第23号)として、昭和27年から実施。平成9年以降の調査からは5年ごとに実施し、その中間年(調査の2年後)に簡易な調査を実施している。平成19年調査は5年ごとの調査に当たる。

### 3 調査の期日

平成19年6月1日現在

### 4 調査の対象

調査の範囲は、日本標準産業分類「大分類」-卸売・小売業」に属する事業所  
ただし、劇場内、運動競技場内など料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は、原則、調査対象外(今回から、駅の改札内、有料道路内にある別経営の事業所は調査の対象)。

### 5 調査の方法

調査方法は次のとおり。

- (1) 申告者(事業所)が自ら調査票に記入する方法(自計方式)による「調査員調査方式」  
経済産業大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 調査員(指導員) - 事業所
- (2) 企業の本社・本店等が傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省又は都道府県へ直接提出する「本社等一括調査方式」  
経済産業大臣又は都道府県知事 - 対象企業

### 6 主な調査事項

ア 名称、電話番号、所在地、郵便番号    イ 経営組織    ウ 本店・支店の別  
エ 事業所の開設時期    オ 従業者数等    カ 年間商品販売額等    キ 商品手持額  
ク セルフサービス方式採用の有無    ケ 売場面積    コ 営業時間  
サ 来客用駐車場の有無及び収容台数    シ チェーン組織への加盟の有無

### 7 主な用語の説明

- (1) 事業所(商業事業所)  
原則として一定の場所すなわち一区画を占めて、「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所
- (2) 卸売業  
小売事業所、他の卸売事業所に商品を販売する事業所  
(卸売商、問屋、商社、貿易商、買継商、仲買人、農産物集荷業など)
- (3) 小売業  
個人用又は家庭用消費のために商品を販売する事業所  
(製造した商品をその場所で家庭用消費者に販売する製造小売事業所(パン屋、菓子店など)も小売業。ガソリンスタンドはすべて小売業)
- (4) 従業者  
平成19年6月1日現在で、この事業所の業務に従事している「個人業主」「無給の家族従業者」「有給役員」「常用雇用者」の計

- (5) 年間商品販売額  
原則、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の消費税額を含む販売額
- (6) 売場面積（小売業のみ）  
事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積  
ただし、次の事業所の売場面積は、調査対象外  
牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、新聞小売業、ガソリンスタンド
- (7) セルフサービス方式採用（小売業のみ）  
売場面積の50%以上で、次の3つの条件を全て備えるもの  
ア 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方法をとっていること  
イ 店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること  
ウ 売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること
- (8) 営業時間（小売業のみ）  
原則、平成19年6月1日現在の通常の開店、閉店時刻

## 利用上の注意

- 1 調査日  
平成16年商業統計調査は平成16年6月1日現在で実施。  
平成19年商業統計調査は平成19年6月1日現在で実施。
- 2 統計表上の注意
- (1) 統計表中の記号については、次のとおり  
「 - 」... 該当数値がないもの又は調査していないもの  
「 0 」... 表章単位に満たないもの  
「 」... 事業所数が「 1 」又は「 2 」の事業所に関する数値であり、これをそのまま掲載すると、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるため秘匿した箇所事業所数が「 3 」以上であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している
- (2) 数値については、単位未満を四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがある
- 3 回収状況
- | 調査対象事業所数 | 調査票回収数 | 回収率(%) | 集計事業所数 |         |
|----------|--------|--------|--------|---------|
|          |        |        |        | 卸・小売事業所 |
| 61,782   | 59,357 | 96.1   | 58,506 | 58,236  |
- 注1) 調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。  
注2) 回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。  
注3) 調査票回収数と集計事業所数（有効回答事業所数）の差は無効回答事業所である。  
注4) 集計事業所数は、管理業務のみの本店又は本部を含む。
- 4 その他  
この調査結果は、北海道が独自に集計した結果であり、経済産業省から公表される数値と相違する場合がある